平成２６年（フ）第４３９号
兵庫県尼崎市南武庫之荘７丁目６番１―602号
債務者　岸野　令子
1　決定年月日時　平成26年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第４６８号
兵庫県西宮市河原町５番31―102号
債務者　小林　直文
1　決定年月日時　平成26年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第１０５号
島根県安来市荒島町1515番地18
債務者　本池　小織
1　決定年月日時　平成26年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
松江地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１６３号
沖縄県那覇市長田２丁目29番１―603号　ライオンズマンション長田第２
債務者　多良間　敦
1　決定年月日時　平成26年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第２３７号
沖縄県那覇市久米２丁目24番８号　うえはらアパート402
債務者　山﨑ゆかり
1　決定年月日時　平成26年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第４６７号
熊本市中央区渡鹿１丁目11番１号
債務者　岩﨑誠一郎
1　決定年月日時　平成26年９月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第３５０号
千葉県松戸市新松戸南２丁目139番地　コーポハイブリッヂ201号
債務者　仲島　義博
1　決定年月日時　平成26年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月20日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第３６４号
千葉県野田市清水1133番地の２　ゼフィルスⅢ202
債務者　古澤　勉
1　決定年月日時　平成26年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月20日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第３８９号
千葉県鎌ケ谷市鎌ケ谷３丁目２番62号
債務者　進藤　孝子
1　決定年月日時　平成26年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月20日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第３９１号
千葉県松戸市中和倉412番地
債務者　末永　　崇
1　決定年月日時　平成26年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月20日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第３９７号
千葉県松戸市松飛台559番地
債務者　馬場　　博
1　決定年月日時　平成26年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月20日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第４０７号
千葉県柏市大井1835番地17　コーポグリーンヒル105号
債務者　重永のり子
1　決定年月日時　平成26年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月20日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第１０７９号
愛知県瀬戸市見付町７番地の８　エスコシティ新瀬戸1203
債務者　垣内工業こと　垣内　善久
1　決定年月日時　平成26年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１０６号
青森県三戸郡階上町大字道仏字耳ヶ吠６番地621
債務者　小松千香子（旧姓道合）
1　決定年月日時　平成26年９月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

破産手続廃止

平成２６年（フ）第５７０６号
東京都江戸川区春江町３丁目50番14号
破産者　有限会社南陽工業
1　決定年月日　平成26年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５７０７号
東京都江戸川区松島３丁目44―６
破産者　栗原　俊夫
1　決定年月日　平成26年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６０７１号
東京都江戸川区春江町５丁目21―30
破産者　長谷川　奨
1　決定年月日　平成26年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部